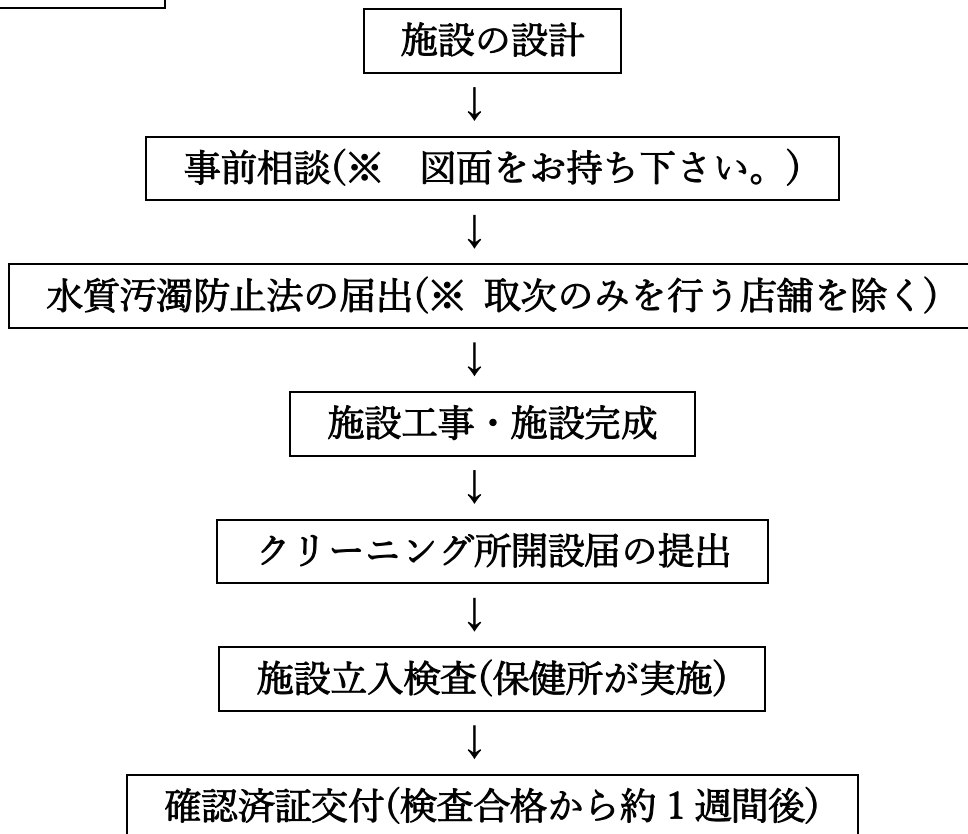


クリーニング所開設の手引き

手続きの流れ



大分県内(大分市を除く)でクリーニング所を開設するためには、クリーニング業法等の構造基準に適合した施設を準備して、事前に所定の様式(第1号様式)により保健所長にクリーニング所開設届を提出し、大分県知事の確認を受ける必要があります。

※1 構造基準に適合していない場合は、確認済証の交付を受けることができません。施設を新しくつくる場合は、設計段階から相談することをお勧めします。

※2 クリーニング所を建設する場合、建築基準法第48条の規定に基づき、都市計画で定められている用途地域により、立地が制限される場合があります。

詳しくは、経営しようとする施設のある市町村の建築基準法所管課又は土木事務所(*)へご相談ください。

(*) 地域によって相談先が異なります。

クリーニング所開設届 提出書類一覧表

書類区分	書類名	内容	✓	
申請書	開設届出書 第1号様式	「届出書の記載例」「記入上の注意」を参考にして記入してください。		
添付書類	1	位置図	周辺がわかる地図を添付	
	2	構造設備の概要を示す図面	設備の配置がわかる平面図	
	3	営業者が法人にあっては、登記事項証明書	届出者の情報を確認するための書類です。	
	4	無店舗取次店にあっては業務用車両の車検証の写し	お店を構えずに、車両を使用してクリーニング所取次店を開設する場合に必要です。	
	6	車両の保管場所の地図 ※無店舗取次店の場合		
	7	クリーニング師免許証の写し	免許証の登録番号を確認するために必要です。	
	8	クリーニング業法施行規則第2条に規定する書類	届出者が、他にクリーニング所や無店舗取次所を開設している場合 ・クリーニング所又は無店舗取次店の名称 ・クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号 ・従事者数 ・クリーニング師の氏名	
	9	事業譲渡を受けたことを証する書面	事業譲渡を受けた場合において、一部の添付書類を省略する場合のみ必要です。	
		手数料	16,000円 <u>現金で納付すること。</u>	

クリーニング所開設届の記入上の注意

1 届出書（第1号様式）の記入方法について

(1) 住所、氏名、生年月日

個人の場合は、「本籍」「現住所」「氏名」「生年月日」を記入。

法人の場合は登記された「法人名」「主たる事務所の所在地」「代表者氏名」を記入。

原則として、略字、略号等は記入しないようにしてください。

(例：〇〇町 2-1-6→〇〇町二丁目 1 番 6 号)

(2) 名称

施設の名称を記入してください。

(3) 所在地

同一施設の所在地が2つ以上にまたがる場合は、そのすべてを記入してください。

(4) 構造及び設備の概要

クリーニング所の構造、設備及びその配置状況を記載した図面を添付。

(5) 管理人

管理人を置く場合は、管理人の氏名、本籍、生年月日、住所を記入して下さい。

(6) クリーニング師である従事者

クリーニング師である従業員※の氏名、生年月日、住所を記入してください。

(※ 営業者がクリーニング師で、クリーニング業務に従事する場合は、営業者も含む)

なお、記入が困難な場合は、別途、名簿を作成して添付してください。

(7) 従業者数

「洗濯作業に従事する従業員」「洗たく物の受取及び引渡の業務に従事する従業員の数」を記入してください。

(8) 消毒を要する洗濯物の取扱いの有無

消毒を要する洗濯物とは、以下の洗濯物のうち、引き渡しの前に消毒されていないものを指します。

- ア 感染性の疾病にかかっている者が使用した物として引き渡された物
- イ 感染性の疾病にかかっている者に接した者が使用した物で感染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして引き渡されたもの

- ウ おむつ、パンツその他これらに類するもの
- エ 手ぬぐい、タオルその他これらに類するもの
- オ 病院又は診療所において療養のために使用された寝具その他これに類するもの

(9) クリーニング業法施行規則第1条の3第1項ただし書の適用

現にクリーニング所を営業している者から譲り受け、記載事項、添付書類の省略を行う場合は「有」を選択する。該当しない場合は「無」を選択する。

※ クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しを行う（＝無店舗取次店）場合は、クリーニング無店舗取次店営業届（第1号様式の2）にて届出を行って下さい。

2 添付書類について

(1) クリーニング所の位置を示す図面

営業施設の他に、主要道路、建物等を記載したものを提出してください。
地図の写しでもよいです。

(2) クリーニング所の施設平面図

受取及び引渡場所、各種機械、戸棚等の位置を図示したものを作成してください。
なお、寸法を必ず記載してください。

(3) 営業者が法人にあつては、登記事項証明書

(4) クリーニング師免許証の写し

原本を確認しますので、写しとともに原本もお持ち下さい。

(5) 届出者が、他にクリーニング所や無店舗取次所を開設している場合は、 当該クリーニング所に関する書類

他にクリーニング所を営業している場合は、店舗ごとに以下の事項が記載された書類を作成し、添付してください(様式任意)。

- ア クリーニング所又は無店舗取次店の名称
- イ クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
- ウ 従事者数
- エ 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

(6) 事業譲渡を受けたことを証する書面

事業譲渡で譲り受けた施設で営業する場合において、事業譲渡を譲り受けたことを証する書面を添付して、一部の添付書類を省略する場合のみ必要になります。

○必要書類 . . .

事業譲渡を受けたことが確認できる契約書の写し 等

○省略可能書類 . . .

クリーニング所の位置及び構造設備の概要を示す図面

クリーニング業法施行規則第2条に規定されている書類

※ 無店舗取次店の場合は、上記(3)、(4)、(5)の書類に加え、自動車検査証の写し、車両の保管場所の地図を添付してください。

なお、事業譲渡による届出を行う場合は、(6)を添付することで上記の(3)、(5)以外の書類を省略することができます。

3 手数料について

手数料として、**16,000 円が必要です。**

※ 無店舗取次店は手数料不要

クリーニング所の基準について

【構造設備に関する基準】

基準		備考
1	<p>洗たく物の洗たくをするクリーニング所に、<u>業務用の機械として、洗たく機及び脱水機をそれぞれ少くとも1台備えること。</u></p> <p>(※ 脱水機の機能を有する洗たく機を備える場合は、脱水機を別に備える必要はありません。)</p>	
2	<p><u>洗場については、床が不浸透性材料（コンクリート、タイル等汚水が浸透しないものをいう。）で築造され、これに適当な勾配と排水口が設けられていること。</u></p>	施設内の衛生保持 地下水の汚染防止
3	<p>クリーニング所は、<u>隔壁、ついで等により、住居、他の営業の用に供する施設等と区分すること。</u></p>	クリーニング所内の衛生保持

※ 1 及び 2 は、クリーニング取次店には適用されません。

【衛生に関する基準】

基準		備考
1	<p>クリーニング所及び業務用の車両（営業者がその業務のために使用する車両をいう。以下同じ。）並びに業務用の機械及び器具を清潔に保つこと</p>	施設内の衛生保持
2	<p><u>洗たく物を洗たく又は仕上を終わったものと終らないものに区分しておくこと。</u></p>	洗濯後の洗濯物の汚染防止
3	<p>感染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗濯物(※ P.8 に記載した「<u>消毒を要する洗濯物</u>」参照)を取り扱う場合においては、<u>その洗濯物は他の洗濯物と区分しておき、これを洗濯するときは、その前に消毒すること。</u></p> <p>(※消毒の効果を有する方法で洗濯を行う場合は、事前の消毒は不要)</p>	感染症の蔓延防止
4	<p>従業員が結核又は感染性の皮膚疾患にかかった場合には、直ちにその旨をクリーニング所を管轄する保健所長に届け出て、その指示に従うこと。</p>	
5	<p>法第9条に規定する業務に従事する者に対して結核又は感染性の皮膚疾患に係る健康診断を受けさせるよう保健所長から指示があった場合には、その指示に従うこと。</p>	

営業開始後の手続き等

【講習会の受講】

クリーニング業法第 8 条の 2(クリーニング師の研修)及び第 8 条の 3(業務従事者に対する講習)により、クリーニング所に従事する従業員に対して、3 年を超えない期間ごとに研修等を受講させる必要があります。

対象者	研修等を受けるタイミング
クリーニング師	(1) 業務に従事し始めてから 1 年以内 (2) (1)を受講した後は、3 年を超えない期間ごと
クリーニング師以外の業務従事者で、衛生管理者として選任された者	(1) クリーニング所を開設してから、1 年以内 (2) (1)を受講した後は、3 年を超えない期間ごと (※ 衛生管理者は、 業務従事者 5 人につき 1 人以上の割合で選任する 必要があります。)

参考：研修受講のイメージ

クリーニング師が研修を受講しているため、従事者講習は受講しなくてもよい。

従業員数が 6 名に増えたため、従事者講習の受講義務が発生

取次店、無店舗取次店についても従事者講習の受講義務は発生します。

業務従事者名簿		1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
1	クリーニング師 A	○	-	-	○	-
2	従事者 B (衛生管理者)	-	○	-	-	○
3	従事者 C	-	-	-	-	-
4	従事者 D	-	-	-	-	-
5	従事者 E	-	-	-	-	-
6	従事者 F	-	-	-	-	-
7	従事者 G	-	-	-	-	-
従事者数		5 人	6 人	7 人		
研修を受ける必要がある人数		1 人以上	2 人以上 (※ クリーニング師 1 名が研修を受講しているため、1 名が講習を受講すればよい)			

【変更届出書の提出】

以下の事項を変更した場合は、管轄する保健所あて速やかにクリーニング所開設・無店舗取次店営業届出事項変更届(第5号様式)を提出してください。

届出事項	変更の内容等(共通)	備考
名称	クリーニング所の名称、無店舗取次店の名称	
氏名又は名称	【個人の場合】 氏名、住所、本籍 【法人の場合】 名称、代表者の氏名、法人住所	変更内容が確認できる書類を呈示してください。
クリーニング所の所在地	町名変更、境界の変更等により住所が変更される場合に限る。	<u>クリーニング所の移転は、新規の開設届出が必要</u>
消毒を要する洗濯物の取扱いの有無	消毒を要する洗濯物の取扱いを新たに始める場合又は取扱いをやめる場合	
管理人 クリーニング師 業務従事者	管理人の雇用・解雇 クリーニング師の雇用・解雇 業務従事者の雇用・解雇	クリーニング師の変更の場合は、免許証を呈示してください。
無店舗取次店の場合		
業務用車両	業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び車両の保管場所	車両の変更の場合は、車検証の写しを添付
営業区域	営業をしようとする市町村	
営業者情報	【個人の場合】 氏名、本籍、住所、電話番号 【法人の場合】 名称、住所、電話番号	変更内容が確認できる書類を呈示してください。

以下の事項を変更する場合は、事前に管轄する保健所に相談してから、クリーニング所開設・無店舗取次店営業届出事項変更届(第5号様式)を提出してください。

届出事項	変更の内容等	備考
クリーニング所の構造設備	洗濯機の購入、洗濯機の入替え等	<u>図面や洗濯機のカタログの写し等をもって、事前に保健所に相談</u> してください。
営業形態	(1) 取次店→洗濯物を処理するクリーニング所への変更 (2) 洗濯物を処理するクリーニング所→取次店への変更	

【感染症に関する届出の提出】

クリーニング所の従業員が、結核又は感染性の皮膚疾患にかかった場合には、直ちにその旨を管轄の保健所に届出を行い、その指示に従ってください。

(※ 様式を定めていませんので、任意の様式で届出書を提出してください。)

【廃止届出書の提出】

クリーニング所をやめるときは、管轄する保健所あて速やかにクリーニング所・無店舗取次店廃止届出書（第7号様式）を提出してください。

※ テトラクロロエチレンを使用している又は過去に使用していたクリーニング所の廃止時には、土壤汚染対策法上の調査等が必要な場合があるため、事前に保健所へ相談すること。

【承継の提出】

開設者が死亡して相続を行う場合、又は法人が合併・分割する場合は、承継の届出が必要になります。

承継の届出の詳細については、保健所の担当者にお尋ねください。

【利用者に対する説明義務】

クリーニング業法第3条の2により、以下の義務が定められています。

- (1) 利用者に対して、洗濯物の処理方法等について説明するよう努めること。
- (2) 店頭に「クリーニング所の名称」「所在地」「電話番号」を掲示すること。
- (3) 苦情の申出先を記載した書面を、利用者に配布すること。

(※ 書面には、「クリーニング所の名称」「所在地」「電話番号」「車両の保管場所(※ 無店舗取次店の場合に限る)」を記載してください。

【問合せ先等】

施設所在地	管轄保健所	問合せ先 (TEL)
別府市、杵築市、日出町	東部保健所	0977-67-2513
国東市、姫島村	東部保健所国東保健部	0978-72-1127
臼杵市、津久見市	中部保健所	0972-62-9171
由布市	中部保健所由布保健部	097-582-0660
佐伯市	南部保健所	0972-22-0562
竹田市、豊後大野市	豊肥保健所	0974-22-0162
日田市、九重町、玖珠町	西部保健所	0973-23-3133
中津市、宇佐市	北部保健所	0979-22-2210
豊後高田市	北部保健所豊後高田保健部	0978-22-3165